○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県下益城郡美里町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

美里町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十六号、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百七十二号（一に係るものに限る。）、昭和四十五年十二月五日農林省告示第千七百九十一号（二に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十三号、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十四号（一及び二に係るものに限る。）、昭和四十七年六月十四日農林省告示第九百四十三号、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百一号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年六月五日農林省告示第千百三号、昭和四十八年十月十八日農林省告示第千九百十六号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百九十号、昭和六十二年五月二十二日農林水産省告示第六百四十九号、昭和六十二年八月二十二日農林水産省告示第千百七十号、昭和六十三年九月十二日農林水産省告示第千四百十四号、平成九年五月二日農林水産省告示第六百五十三号、平成七年九月二十一日農林水産省告示第千五百二十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

広島県世羅郡世羅町大字黒渕字東山二六七の七・二六七の八・二六七の四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六七の三一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月十六日

経済産業大臣　海江田万里

一　登録認証機関の名称　財団法人日本建築総合試験所

二　変更しようとする事務所の名称　財団法人日本建築総合試験所　製品認証センター

三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号	大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号　大阪U2ビル

○経済産業省告示第十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年二月十六日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5070	タイコー株式会社	大阪府枚方市北中振四丁目十番三号	平成二十二年十一月二十九日から平成二十三年十一月二十八日まで
5071	株式会社トリアス	福島県田村市船引町東部台四丁目二百八十一番地	平成二十二年十二月十四日から平成二十三年十二月十三日まで
5072	志眞建設株式会社	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十二番十二号	平成二十三年一月五日から平成二十四年一月四日まで
5073	株式会社ＡＣ－ＩＴ	山梨県南都留郡富士河口湖町小立字三階七千百三十九番地一	平成二十三年一月十一日から平成二十四年一月十日まで
5074	テクノ・ナミケン株式会社	大阪府大阪市西区新町一丁目四番二十六号	平成二十三年一月十九日から平成二十四年一月十八日まで

○経済産業省告示第十七号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年二月十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	ビューローベリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル

（参考）

ビューローベリタスジャパン株式会社の事業所及び所在地は、次のとおりである。

ビューローベリタスジャパン株式会社（神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル）